

令和8年度 江戸川区立小岩小学校 人権教育全体計画

人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・江戸川区教育委員会の教育目標・基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約
- ・江戸川区子どもの権利条例
- ・江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例 等

学校の教育目標

- 生きる力を養う
- 考える子（確かな学力）
 - 思いやりのある子（豊かな心）
 - 元気な子（健やかな体）

目標策定の方針

明るく素直な児童である。また、保護者、学校運営協議会委員を含めた地域は学校に対し協力的である。こうした状況を踏まえ、学校、家庭、地域が連携協力し、人のことも自分のことも大切にする児童の育成をめざし目標を策定する。

人権教育の目標

一人一人の児童に人権尊重の精神を培い、思いやりの心や社会生活の基本的なルールを身に付け、社会に貢献しようとする子どもを育てる

人権教育に関する指導の実態把握

学校評価等を活用し、人権教育にかかわる指導が適切に進められているか実態の把握に努め、必要な改善・充実を進める。

目指す児童・生徒像

- 低学年：友達と仲良く活動し、助け合える子
中学年：相手の気持ちを考えて、自分を表現できる子
高学年：相手を尊重し、共にによりよく生きていこうとする子

人権教育を通じて育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）

- 【知識的側面】人権に関する諸概念、人権問題の解決に必要な概念に関する知識、人権侵害を予防する実践的な知識
- 【価値的・態度的側面】人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、自己についての肯定的態度
- 【技能的側面】互いの相違を認め受容する能力、互いの気持ちや考えを伝え合うコミュニケーション能力

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

- 【普遍的な視点からの取り組み】
 - ・お互いの違いを認め合う寛容性を育む。
 - ・能動的に傾聴する力や自分の気持ちを的確に伝える力を養う。
 - ・自他や社会・自然環境を尊重する心、多様性を尊重する心等を養う。
- 【個別的な視点からの取り組み】
 - ・いじめや暴力は人権侵害であることを理解させ、よりよい集団生活を築こうとする態度を育む。

学年・学級経営

- ・学級の一員としての存在感をもつことができるようにする。
- ・児童相互の望ましい人間関係を育成する。
- ・教育環境を整備する。（集団作り・学校や教室の施設・設備面や掲示物・言葉遣い）
- ・家庭や地域との連携・協力を深め、学年・学級経営に生かす。

日常的な指導

- ・人とかかわりの中から自他を尊重し、認め合う関係づくりを進める。
- ・児童一人一人の良さを認めその良さを高めていく。
- ・「人権の花」運動を通して命の尊さ、思いやりの心を学び、豊かな人権感覚を養わせる。

教科等の指導

- ・自分の思いや考えを適切に表現し、伝え合う力を高めるとともに、思考力を養う。
- ・読書を通して自ら学ぶ力や豊かな情操を育む。

人権教育の年間指導計画作成のための方針

- ・全ての教育活動において体験的な活動や交流活動を重視する。
- ・望ましい人間関係を育成し、一人一人が生き生きと学校生活を送ることができるようにする。
- ・基礎的、基本的な内容を確実に定着させ、思考力・判断力・表現力を養い、自己実現が図られるようにする。
- ・各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の人権にかかわる内容の指導は年間を通して計画的に行う。

教職員の研修

- ・人権教育推進担当を中心に、区教委が開催する研修会に参加し、全教職員に報告する。
- ・「人権教育プログラム」を活用し、学習会を行う。

校種間の連携

- ・地域の幼稚園、保育園、小学校、中学校間で情報交換を行い、共通理解を図る。特に、中学校との交流を充実・推進する。

家庭・地域との連携

- ・学校、学年、ホームページ等で人権教育への理解と協力を求める。
- ・学校公開、保護者会、個人面談等を通し、相互理解を図る。